

公益財団法人 宮崎県立芸術劇場
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月30日
公益財団法人 宮崎県立芸術劇場

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日・令和2年5月25日更新）新型コロナウイルス感染症対策本部決定（以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じて作成された公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日・令和2年5月25日更新）を参考に、宮崎県立芸術劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策を様々な見地から検討し、施設として、ホール業務等において考えられる事項を整理したものです。

劇場の運営に当たっては、宮崎県の定める「県主催イベント等の開催・公の施設の運営に関する基準」を踏まえ、実演芸術家の意向の把握及び関係団体との連携に努め、適切に対応することとする。

なお本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染状況における動向や専門家の知見、施設利用者等の意見を踏まえ、必要に応じ、適宜改訂を行うものとします。

1、感染防止のための基本的な考え方

当劇場は、劇場施設（アイザックスターンホール、演劇ホール、イベントホール）に加え、練習室等（練習室、ミーティングルーム、和室）を有する複合文化施設であり、公演等を鑑賞するため、また施設を利用するために来場する者（以下「来場者」という。）及び出演者、催事スタッフ、講師など事業に携わる者（以下「公演関係者」という。）、当劇場の管理・運営に従事する者（以下「劇場従事者」という。）への新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じていくものとします。

2、公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「財団」という。）が講じる具体策

（1） リスク評価

新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、来場者、公演関係者及び劇場従事者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

大規模な人数の移動や県境等をまたいだ移動が予想される事業については、事業主催者としてのリスク評価（③）、集客施設としてのリスク評価（④）及び地域における感染状況のリスク評価（⑤）を行う。

公演や催物等の開催については、リスク評価（③・④）に基づき、その実施の可否について宮崎県（みやざき文化振興課）とその影響と補償等を含め協議して判断を行うこととする。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、高頻度接触部位（長机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機、便座、洗浄レバー等）には特に注意して評価する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状況を評価するとともに、マスクの着用あるいはフェイスシールドの使用、感染予防に対応した座席の配置などを考慮し、フィジカル・ディスタンスの確保を評価する。

③ 事業主催者としてのリスク評価

公演関係者の人数と規模、その区域、国境を越えた移動及び長距離移動などの見込み、舞台、楽屋、練習室等でのフィジカル・ディスタンス、休憩等による換気の確保を評価する。

④ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか、座席間の距離等について、これまでの施設の来場実績等に鑑みた上で評価する。

⑤ 地域における感染状況のリスク評価

地域や県内はもとよりその他の地域周辺からの移動来場もあることを考慮して、周辺の感染者の確認状況と当劇場への影響について評価する。

(2) 施設内の各所における対応策

① 劇場施設内

- ・劇場施設内のドアノブや手すり、エレベーター、トイレ等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気についても適切に対応します。なお、消毒液は、当該箇所に最適なものをを用いることとします。（以下、消毒に関する記載において同じ）
- ・劇場出入口においては、消毒液を設置し、手洗い・手指の消毒を励行するよう表示します。消毒液は不足が生じないよう定期的な点検と補充を行います。
- ・上演の前後及び上演の休憩中は、できる限り場内の換気に努めます。また、練習室等や楽屋においても、窓を開けるなど適切な換気に努めるよう要請します。

② 公演会場入口

- ・公演主催者に対し、会場の入口においてサーモグラフィーカメラや検温器による体温確認及び手指消毒用の消毒液を設置するよう要請します。万が一、用意のできない公演主催者・団体に対しては、別途相談の上、協議します。
- ・対面による受付が行われる場合、スタッフのマスクやフェイスシールドの着用、または受付カウンターに飛沫感染防止策としてのアクリル板などの設置を要請します。
- ・来場者にはマスクの着用、咳エチケットや手指消毒の励行を要請します。
- ・会場入口は、フィジカル・ディスタンスを確保し、人の密集が起きないための対策を講じます。

③ 室場内における定員

- ・各ホール、練習室等の収容可能人数は、定員の50%以下とします。※下表を参照。

室場	収容可能人数	通常時の定員数
アイザックスターンホール	約900名以下	1,818名
演劇ホール	約550名以下	1,112名
イベントホール	約150名以下	300名
大練習室	50名以下	約100名
中練習室	25名以下	約50名
小練習室	5名以下	約10名
ミーティングルーム	10名以下	20名
和室	15名以下	30名

- ・座席は指定席にするなど適切に感染予防処置がとれる席配置を要請します。

- ④ 1階受付（インフォメーション及びチケットセンター）
- ・対面での来場者との対話、チケット販売や引き取り、問い合わせ等が行われる1階受付のカウンターには、お客様との間に透明ビニールカーテンを設置します。
 - ・マスク着用など、来場者に向けた注意喚起事項の案内掲示をします。
 - ・チケット販売のための整列などの際は、人が密集しないようフィジカル・ディスタンス確保に努めます。
 - ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでのチケット販売や決済を推奨します。
 - ・練習室等の鍵や貸し出し備品については、消毒済のものを貸し出します。
- ⑤ ロビーや休憩スペース
- ・テーブルやソファの一部を撤去します。
 - ・配架チラシを一部撤去します。
 - ・冷水器は一時使用を中止します。
 - ・テーブル、椅子、車いす等の備品類は定期的に消毒清掃します。
- ⑥ 練習室等
- 利用者の皆様には以下のことをお願いします。
- ・事前の検温、体調管理
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケット、手洗い、手指の消毒の励行
 - ・室場の定員を遵守していただき、利用者による「密」が生まれない使用に限定
 - ・窓が開けられる部屋は窓を開ける。また適宜休憩などをとり、適切な換気を徹底
 - ・参加者の連絡が取れるよう連絡先リストの作成
 - ・使用時に出るすべてのゴミの持ち帰りの徹底
- ※使用後のテーブル、椅子や使用した備品は、入れ替え時に清掃消毒を行います。
- ⑦ 楽屋、控室等
- ・開閉可能な窓については、適宜、開閉を行い適切な換気を徹底する。
 - ・「密」にならないよう使用人数を考慮し、使用する部屋数の調整等を要請します。
 - ・テーブル、椅子等の物品の消毒は定期的に行います。
- ⑧ トイレ
- ・清掃回数を増やし、床の除菌の強化をはかります。
 - ・混雑する場合は、できるだけ間隔を空けて整列するよう表示します。
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
 - ・ハンドドライヤーは一時使用を中止します。

⑨ 清掃・ゴミの廃棄

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者の、マスクやゴム手袋の着用を徹底する。
- ・作業終了後の、手洗い、消毒などを徹底する。

(3) 劇場従事者に関する感染防止策

- ・出勤前に必ず自宅等での検温、及び体調確認を励行し、37.5度以上の発熱がある場合には自宅待機とします。
- ・発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・マスクやフェイスシールド、業務によっては手袋の着用のほか、手指消毒を徹底します。
- ・劇場従事者の緊急連絡先や勤務状況を各セクションにて把握します。
- ・劇場従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

(4) 周知・広報

来場者に対する感染症予防策や注意事項、施設が取り組む感染拡大防止策などについて、掲示やウェブサイト、SNSなど、さまざまな方法で周知・広報を図ります。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・フィジカル・ディスタンスの確保への協力要請

下記の症状に該当する場合は、来場を控えるよう周知します。

- ・37.5度以上の発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状のある方
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触があった方
 - ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- ※ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）をお持ちの方や妊娠中の方は、医師の判断や関係機関の情報をご確認の上、慎重な判断をお願いします。

(5) 保健所との連携

施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合など速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えます。

3、公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、その公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議をします。※ 財団が公演を主催する場合も同様。

<公演前の対策>

(1) 入場制限

・公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫など、以下のような対応の導入を要請します。

ア) 開場時間の前倒し・休憩時間の延長

イ) 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化

ウ) フィジカル・ディスタンスを確保できる待機列の設定や工夫

エ) 指定席や予約等による人数調整

オ) 大人数での団体来館の制限等

(2) 来場者への周知

・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。

・接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知する。

(3) 公演関係者との連携

・主催者は公演関係者（出演者、スタッフ等）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、公演関係者全員に周知徹底をする。

<公演当日の対策>

(1) 周知・広報

感染予防のため、財団と協力の上、来場者に対し以下について周知する。

・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

・フィジカル・ディスタンスの確保の徹底

・下記の症状に該当する場合、来場を控えるよう周知する。

発熱の他、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(2) 来場者の入場時の対応

・入場口でサーモグラフィーカメラや検温等にて来場者の体温チェックを必ず実施するよう要請する。（用意がない団体には別途相談協議する）

・以下の場合には、入場しないよう要請する。

① 検温の結果、37.5度以上の発熱がある場合

② 咳・咽頭痛などの症状がある場合

- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、来場者が密集することを避けるような開場時間の前倒し等の工夫を行う。
- ・もぎり担当者がチケットの日時を目視で確認し、来場者が自分でチケットの半券を切って箱に入れるといった方式等もぎりの簡略化の導入をする。
- ・入待ち、出待ちは控えるよう呼び掛ける。
- ・オペラグラス等の貸出物がある場合は十分な消毒を行って貸し出す。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等の配布物については極力手渡しの配布を避ける。
- ・祝い花やプレゼント、差し入れ等は受け付けない。
- ・クロークは原則閉鎖する。
- ・チャイルドシートやブランケットの貸し出しは行わない。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- ・座席は原則として指定席にするなど（自由席を希望する場合は財団と相談し）適切に感染予防措置（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果をもつ措置等）がとれる席配置とする。
- ・座席の最前列席は実演の行われるエリアから十分な距離を取り、感染予防に対応した座席での対策に努める。
- ・来場者と接触するような演出、客席通路を使用するような演出など（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにする。
- ・客席内でオペレートをする場合は、客席との間隔を十分とった配置とする。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とすること。
- ・各自劇場来館前に必ず検温を行うこととし、37.5度以上の発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・検温を忘れた場合、劇場備品の検温器にて必ず入館前に確認する。
- ・公演主催者は、公演関係者の体調管理及び緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・開演前のストレッチ運動などはマスク着用の上、十分な間隔を保って行う。

- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、公演前後には必ず手指の消毒を徹底する。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・舞台上で触れる機器や小道具等の消毒、また舞台面の清掃・除菌はこまめにする。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用し、ゴミ袋は必ず封をする。
- ・楽屋内も密にならないよう割り振るとともに、窓などを開けて適切な換気を行う。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、清掃除菌の時間も考え、十分な時間を設定する。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても密な空間の防止などの感染防止措置を講ずる。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離し、財団に連絡する。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けるとともに必要な情報の提供を行う。

(6) 物販対応

- ・当日パンフレット等最小限の販売とし、できるだけ物販は行わないようにする。
- ・物販を行う場合も、フィジカル・ディスタンスを確保した列の設定をする。
- ・物販に関わる公演関係者は、マスクやフェイスシールドの着用や手指消毒を徹底する。
- ・声掛けなどは最小限とし、録音によるアナウンスなどを活用する。
- ・対面販売を行う場合は、アクリル板や透明ビニールカーテンを設置して飛沫感染防止策を講じる。
- ・不特定の者が触れるような形でのサンプル品・見本品は原則、取り扱わないこととする。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・各ホールで終演時間などの重複をできるだけ避けるため、事前に財団と委細協議をする。
- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、退場する来場者の密集を避ける工夫を行う。
- ・楽屋出待ちや楽屋面会、サイン会等は禁止とする。

<公演後の対策>

- ・来場者に感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。